# 取調べ可視化　～避けて通れない世界の潮流～

昨年八月、最高検察庁は、「いわゆる氷見事件及び志布志事件による捜査・公判活動の問題点等について」とする検察から見た、両事件のような冤罪の再発防止策を発表した。

これらの事件は、いずれも苛酷なしかも、被疑者の尊厳を著しく害する取調べが行われた末の虚偽の自白を基に起訴された事件であった。そして、前者にあっては、平成一四年に強姦罪により起訴された男性は懲役三年の実刑判決を受け、服役した後真犯人が現れ、昨年一月に無実が明らかになった。後者にあっては、平成一五年に公職選挙法違反により起訴された一三人（公判中に一人死亡）は昨年二月、事件がでっち上げであることが明らかになり無罪となった。このような、密室における無理な取調べによる自白を基に起訴され、後に冤罪が証明されて無罪となった事件は、免田、財田川、松山、島田の各死刑再審事件の外枚挙にいとまがない。更に、不幸にして冤罪が証明されなかった事件もあったであろう。従って、最高検の再発防止策は、これらの冤罪の根絶に向けての画期的なものであるべきであった。即ち、取調べ過程が録画され、どのようにして自白に至ったか後に検証できる制度の創設を提言すべきであった。ところが、私が昨年九月一三日の時評欄で指摘したように前記再発防止策の中には何らこのような提言はなかった。

そして、今度は警察庁が、本年一月二四日、前記二事件の無罪判決を受け、「取り調べ適正化指針」を発表した。これは、取調べに当って、①被疑者の体への接触、有形力の行使、②一定の姿勢をとることを強く要求すること、③ことさら不安、困惑を引き起こすような言動、④便宜供与の約束、⑤尊厳を著しく害する行為等を禁止し、捜査部門以外の部門による取調べの監督担当者を置くこと、取調室に透視鏡を設置すること、違反者には懲戒処分をはじめとする厳正な措置を講ずること等を内容とするものである。これを検討するに、禁止

行為は当然のことを禁止したに過ぎないが、捜査部門以外の取調べ担当者を置き、監視することについては僅かに前進である。しかし、その監督者はやはり警察内部の者であり、飽くまでも前進は僅かであって、裁判の場で取調べが適正であったか否かを検証する手段を提供するものではない。

不当な取調べにより自白したと被告人が主張する事件にあっては、取調べがどのようなものであったか、取調官や被告人尋問が延々と続き、裁判は長期化する。これは取調べ状況を再現するための避けて通れない作業である。しかし、取調べ過程を録画しておき、これを裁判の場に提出できる制度にすればこのような点での長期化は避けられる。

また、来年には一定の重大事件について、裁判員裁判がスタートする。裁判員裁判に、取調べ過程の録画が提供されれば裁判の長期化も避けられるし、裁判員の判断にも大いに資することになる。

イギリス、フランス、イタリア、オーストラリア、韓国、香港、アメリカのかなりの州では既にこの制度は定着しており、取調べ過程の録画は世界の潮流である。

来年の裁判員制度への成功不成功は、この制度の導入にかかっていると言っても過言ではない。

【平成２０年２月１４日　静岡新聞　朝刊　掲載】